

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

滋賀厚生年金 事案 1101

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における労働者年金保険被保険者資格の取得日は昭和17年6月1日、喪失日は19年2月1日と認められることから、取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年6月までは50円、同年7月から19年1月までは100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年2月1日まで

B事業所に勤務していたが、徴用により、C県の叔父に依頼して、昭和17年にA事業所に就職し、19年2月1日にDに入隊するまで勤務していた。申立期間については厚生年金保険に加入していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時のA事業所における勤務状況等に関する具体的な供述及び当時の同僚の供述から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名、かつ生年月日が近接している基礎年金番号に未統合のA事業所における被保険者記録(生年月日が大正12年*月*日、資格取得日は昭和17年1月1日)が確認できる。

また、申立人が同時期に入社したとする同僚も、A事業所において昭和17年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録では申立人と同姓同名、かつ生年月日が大正12年*月*日の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから判断すると、上記の基礎年金番号に統合されていない記録は申立人のものと認められる。

さらに、当該未統合の記録は資格喪失日が記載されていないものの、申立人は、「兵役のためA事業所を退職し、昭和19年2月1日にDに入隊した。」と供述しているところ、申立人の本籍地であるE県発行の申立人に係る軍歴証

明によれば、申立人は19年2月1日に臨時召集により応召されていることが確認できる上、前述の同僚も申立人が兵役に就くまで同事業所に勤務していたことを証言していることから、申立人は同日まで勤務していたものと認められる。

一方、労働者年金保険法は、昭和17年1月に施行された後、適用準備期間を経て同年6月に保険料の徴収が開始されていることから、労働者年金保険の被保険者資格期間は、保険料徴収開始後の同年6月1日以降の期間となる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の記録であると認められることから、申立人のA事業所における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は19年2月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和17年6月から18年6月までの期間は50円、同年7月から19年1月までの期間は100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年6月13日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成7年12月から8年5月までの期間に係る標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月1日から8年4月30日まで
② 平成8年4月30日から同年6月13日まで

私は、A社で勤務していた期間の標準報酬月額が引き下げられていることを社会保険事務所の個別訪問調査によって知らされた。同社で受け取っていた給与は約15万円だったのに申立期間①の標準報酬月額が9万8,000円となっていることに納得できない。また、申立期間②の加入記録が無いことが分かった。調査の上、正しい標準報酬月額と被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成8年6月13日、当該期間の標準報酬月額は15万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった同年6月30日以後の同年7月17日付けで7年12月1日に遡及して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているとともに、資格喪失日が8年4月30日に訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人以外の多数の被保険者についても適用事業所に該当しなくなった日以降に、厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、閉鎖登記簿謄本によると、申立人は平成8年1月25日に取締役にな

就任していることが確認できるが、当時の事業主は、「在職期間中、申立人は、B担当のCであった。」と証言している上、オンライン記録から、申立人は当該訂正処理が行われた同年7月17日より前に被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人はA社を退職した後は同社の業務に携わったことは一切無いと供述していることから、申立人は、社会保険事務に係る権限を有しておらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び標準報酬月額が遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年保険被保険者の資格喪失日及び標準報酬月額の訂正について、有効な記録処理があったとは認められないことから、申立期間に係る同被保険者の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た資格喪失日である平成8年6月13日とするとともに、7年12月から8年5月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円とすることが必要である。

滋賀厚生年金 事案 1103～1105（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金記録が無いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与支給額から、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件3件（別添一覧表参照）

[標準賞与額相違用]

別紙【厚生年金あっせん一覧表(滋賀)】

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間口 | | 標準賞与額 |
|------|----|--------|--------|----|-------|-------------|-----------|
| 1103 | 女 | | 昭和33年生 | | ① | 平成18年12月28日 | 9万2,000円 |
| | | | | | ② | 平成19年8月6日 | 9万6,000円 |
| 1104 | 男 | | 昭和26年生 | | ① | 平成18年12月28日 | 14万6,000円 |
| | | | | | ② | 平成19年8月6日 | 15万2,000円 |
| 1105 | 男 | | 昭和52年生 | | ① | 平成18年12月28日 | 17万8,000円 |
| | | | | | ② | 平成19年8月6日 | 19万3,000円 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から53年3月まで

私は、昭和52年3月に学校を卒業し、Aを経て、53年4月にBとなりC共済組合に加入するまで、父親に国民年金保険料を納付してもらっていた。申立期間の記録が無いのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年*月頃に、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付等に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間当時から申立人の居住地であるD町の国民年金被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果においても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和58年1月から59年6月までの期間及び同年8月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和59年7月については、年金記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から60年3月まで

申立期間当時、私は学生であったため、亡くなった母が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。母から、「あなたが学生の中の保険料については、納付しておくから。」と言われていたのを記憶している。最近になって、申立期間について、その途中の1か月は納付となっているが、それ以外は申請免除となっていることが分かった。事実ではないと思ひ、叔母に聞いたところ、やはり母が、「息子の学生の中の保険料は、代わりに納付している。」と言っていたということであった。納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する「国民年金手帳記号番号払出簿」を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年2月18日に「強新20才適用」（強制被保険者新規20歳適用の略）として払い出されている。

しかしながら、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立人の叔母に聴取しても、申立人の国民年金に関する記憶は曖昧で、当時の具体的な納付状況を確認できない。

また、オンライン記録によると、申立期間は、申請免除の期間（昭和59年7月のみ追納）とされており、行政側には、申立期間当時の国民年金保険料免除申請書等が保存されておらず、免除が承認された経緯については確認できないものの、2年を超える期間にわたって行政側が申立人の申請免除について、

誤った記録をしたとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立人の昭和58年1月から59年6月までの期間及び同年8月から60年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、「申立期間のうち、昭和59年7月の保険料のみ追納されていることがオンライン記録により確認できることについて、申立期間は全て納付していたはずであり、同年7月が納付済みとなっているのであれば、その他の申立期間についても納付していたはずである。」と主張しているものの、この記録については、追納年月日等が記載されていないなど詳細が不明であり、この記録のみをもって、その他の申立期間に係る国民年金保険料が全て納付されていたとする事情はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、昭和58年1月から59年6月までの期間及び同年8月から60年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、昭和59年7月については、オンライン記録では、国民年金保険料が納付済みとなっていることから、年金記録を訂正する必要は認められない。

滋賀厚生年金 事案 1106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 43 年 3 月 9 日まで

「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認に係るはがきによると、A事業所退職後に、B事業所に勤務していた期間とA事業所に勤務していた期間を合わせて脱退手当金を受給したことになる。B事業所退職時に脱退手当金の受給手続を行った記憶はあるものの、A事業所を退職後に二つの事業所の期間をまとめて受給したとする国の記録は誤っていると思うので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、A事業所を退職した約2か月後の昭和43年5月に重複取消が行われたことが同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年6月7日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて番号の重複取消が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、B事業所に係る厚生年金保険被保険者期間（昭和36年2月1日から37年8月31日まで）を合わせた期間により支給決定されているが、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が記されるとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人自身の記憶としてB事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失時点（昭和37年8月31日）において、脱退手当金の申請を行ったと主張しているところ、当該被保険者期間は1年6か月であり、当時の脱退手当金の

受給要件である2年に達していなかったことから、その時点においては脱退手当金を請求することはできない。

加えて、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 8 月 21 日から 13 年 9 月 1 日まで
② 平成 16 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①及び②の被保険者期間が無い旨の回答をもらった。申立期間①のA社については、当時の日記に平成 12 年 8 月 21 日から仕事を開始したことを記録しており、申立期間②のB社については雇用保険の被保険者期間があるので、申立期間①及び②の期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の人事記録資料から、申立人が当該期間について同社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳によれば、申立人の厚生年金保険料は平成 13 年 9 月（平成 13 年 10 月支払）から控除されており、同社の担当者も翌月控除であると回答していることから、申立期間①に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人のA社における雇用保険の被保険者期間と厚生年金保険の被保険者期間は一致しており、申立期間①における雇用保険の被保険者期間は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間②のうち平成 16 年 10 月 4 日以降の期間について、B社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間②当時、申立人と同じ事業所へ派遣していた他の派遣社員については、勤務開始後 2 か月から 6 か月経過してから厚生

年金保険に加入させており、短期間で退職した申立人については、加入させていなかった。」と回答している。

また、B社から提出された賃金台帳により、申立期間②に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
日本年金機構から送付されたはがきにより、A事業所に勤務していた昭和 40 年 12 月 1 日から 45 年 4 月 1 日までの期間について、脱退手当金支給と記録されていることを初めて知った。私は絶対に受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A事業所での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和45年7月3日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じることに不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 10 日から 44 年 8 月 1 日まで
自分が脱退手当金を受け取ったことになっていることを、日本年金機構からののがきを見て初めて知った。受け取った記憶が無いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当時の申立人の住所が記載されている上、昭和 45 年 3 月 26 日に隔地払送金の記録があり、申立人の住所地に脱退手当金の支給決定通知書及び支払通知書が送付されたものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じることに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 46 年 2 月 21 日まで
脱退手当金の受給の有無についての確認依頼のはがきを送付されてきたが、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いのでA年金事務所で調べてもらったところ、B社において厚生年金保険に加入していた期間の脱退手当金を受け取っているとのことであった。しかし、受給したとされる昭和 46 年 4 月 27 日頃には、自宅にはおらず親戚の家におり、また、同年 5 月初めには県外に行っていたので脱退手当金を受け取った記憶は全く無い。調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 4 月 27 日に支給決定されたことが確認できるほか、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給額及び支給年月日が記載されており、これらの記載内容は、オンライン記録と符合するなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 4 日から 39 年 7 月 21 日まで
② 昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

申立期間に係る脱退手当金を受給したことになっているが、自ら脱退手当金の請求手続をしたことは無く、受け取った記憶も無い。また、脱退手当金裁定請求書の筆跡は、自分のものではなく、脱退手当金の制度自体知らないで、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A年金事務所には、申立てに係る脱退手当金の請求及び支給を裏付ける脱退手当金裁定請求書が保管されており、同裁定請求書を見ると、申立人が最後に厚生年金保険被保険者として勤務していた事業所を管轄するB社会保険事務所(当時)の昭和42年9月19日付けの受付印が押され、同年12月27日に脱退手当金を受領した旨の申立人の氏名の記載及び押印が確認できる。

また、申立人のC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、当該裁定請求書において、同期間は記載されていない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所(当時)において、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。